

生きがいづくりと介護予防

生きがいづくり 日々を元気に過ごすために生きがいづくり活動にぜひ参加してください。

悠容クラブ(老人クラブ)

生きがいと健康づくりのため、地域の高齢者により自主的に組織運営されている団体です。

- 活動内容 独り暮らしの高齢者等訪問活動、奉仕活動(清掃等)、趣味活動(ダンス・合唱等)、スポーツ活動(ウォーキング等)、健康づくり活動(介護予防等)
- 対象 概ね60歳以上の人
- 問い合わせ 富士市悠容クラブ連合会事務局(福祉総務課) TEL 55-2757
(入会、お試し参加を希望の方は、事務局(福祉総務課)にご連絡ください。)

敬老事業

高齢者を敬愛し長寿を祝うため、対象者に敬老祝金及び米寿記念品を贈呈します。(毎年、4月2日から翌年の4月1日の間に下記の年齢を迎える方が対象となります。)

- 敬老祝金 77歳(喜寿)の該当者 5,000円
- 米寿記念品 88歳(米寿)の該当者…肖像写真、大座布団、富士ブランド詰め合わせの3点から希望するもの1点を贈呈
- 問い合わせ 福祉総務課 TEL 55-2757

100歳長寿祝金等贈呈

長寿をお祝いし、100歳の誕生日以降に、対象者に祝金等を贈呈します。

- 対象 本市に住民登録があり、引き続き5年以上居住し、100歳に達した人
- 問い合わせ 福祉総務課 TEL 55-2757

生きがいデイサービス

自立した生活を支援するため、通所サービスを行っています。事前に見学していただき、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにご相談の上、お申し込みください。

- 対象 以下の3点を全て満たす人
 - ①市内に住所を有し、65歳以上である。
 - ②基本チェックリストにおいて、介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定されていない。
 - ③要介護認定において、非該当と判定されている。または、要介護認定の申請をしていないが、非該当と判断できる。
- 場所 下記の生きがいデイサービス実施施設一覧をご覧ください。
- 利用時間 10:00～14:30
- 内容 趣味活動、レクリエーション、体操など(週1回)
- 利用料 1回200円(食事代、材料費や傷害保険等は別途実費負担となります。)
- 問い合わせ 高齢者支援課 TEL 55-2741

生きがいデイサービス実施施設一覧

注 ● … 送迎あり ■ … 送迎なし

名称	電話番号	場所	地区
● なかざと生きがい倶楽部	33-3320	なかざと(富士市中里 2593-5)	元吉原
■ 本妙寺ご縁つなぎ生きがいデイサービス	34-0304	本妙寺(富士市中里 1254-2)	須津
● サンサンくらぶ	23-1234	デイサービスセンターふじみ台(富士市三ツ沢 217-2)	富士見台
● 木の宮ふれあい倶楽部	22-0400	NPO 法人ふれあい富士(富士市今泉 3122-2)	青葉台
● オアシス倶楽部	38-3838	J A オアシス吉永(富士市比奈 159-21)	吉永
● 富士山清流クラブ	39-2600	富士まかど(富士市間門 226-1)	吉永北
● ぽかぽかホーム	36-0511	ヒューマンライフ富士(富士市大淵 3901-1)	大淵
● 健康クラブ	64-4649	美原町公会堂(富士市伝法 62-1)	広見
● あったかクラブ	72-1770	鷹岡市民プラザ(富士市久沢 797-1)	鷹岡
● 富士の里生きがいクラブ	72-5555	ケアハウス富士の里(富士市天間 1626)	天間
■ すこやか倶楽部	53-4165	ハイネット・ふじ(富士市中央町 3丁目 6-10)	吉原
● 快明堂クラブ	51-0301	快明堂(富士市中央町 1丁目 10-12)	吉原
● 十六夜倶楽部	54-5400	ミズホ園(富士市瓜島町 173-1)	伝法
● うちっち駅北	62-3666	ふれあいの家(富士市元町 12-27)	富士駅北
● おたっしゃクラブ	65-1165	加島の郷(富士市水戸島本町 7-8)	富士駅南
● ひまわり会	65-2000	ききょうの郷(富士市五貫島 175)	富士南
● うららかクラブ	81-0294	富士川地域福祉センター(富士市中之郷 4100-1)	富士川
● おぐるまの里	56-1500	松野の里(富士市南松野 2604-1)	松野

生きがいづくり
介護予防

※送迎の有無は、利用状況により変更になることがあります。

ふれあい・いきいきサロン

おしゃべり、健康体操等を楽しみながら、住民同士が交流を深めることで住み慣れた地域の中で支え合い、安心して暮らせるよう高齢者、障害者等が集い、孤独感や不安感の解消、介護予防の促進を図るところです。

- 対象 ひとり暮らしや高齢者世帯、障害のある人、または、地域での交流を求める人等
- 利用料 無料
- 問い合わせ 富士市社会福祉協議会 地域支援課 TEL 64-6605

ボランティアの育成・支援

これまでの経験を活かして地域貢献活動をしたい、ボランティアグループを立ち上げたい、ボランティアを募集したいなど、ボランティアに関する相談・支援を行います。

- 対象 ボランティア活動をしたい人、ボランティアを依頼したい人など
- 問い合わせ 富士市社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL 64-7100

まちづくりセンター講座

新しい趣味や仲間づくりの場を提供することを目的に、高齢者をはじめ、さまざまな階層を対象にまちづくりセンターにて講座を開催しています。

- 講座内容 スマホ、パソコン、体操、工芸、園芸、歴史、一般教養講座 など
- 問い合わせ 社会教育課 TEL 30-6820

シルバー人材センター

高齢者の皆様が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的としている団体です。公共団体、民間企業、一般家庭などから受注した仕事を、臨時的かつ短期的または軽易な就業を希望する高齢者(会員)に、請負・委任、派遣、職業紹介の形態により仕事を提供します。

- 会員 就業を希望される人は、会員登録をして頂きます。会員となる条件は、市内にお住いで概ね60歳以上の健康で働く意欲がありセンターの趣旨に賛同して頂ける人。現在1,300人余りの皆様が登録しています。
- 仕事内容 公共施設管理、工場・店舗等での軽作業、植木の剪定、除草、襖・障子・網戸の張り替え、家事援助サービス、屋内外清掃、筆耕、託児サービス、空家管理サービスなど。その他各種講座として和紙絵画、パソコン教室などを開催し、市民・会員の気軽な利用を図っています。
- 問い合わせ 公益社団法人富士市シルバー人材センター
富士市南町1番3号 TEL 53-1150 FAX 53-1151
ウェブサイト <https://webc.sjc.ne.jp/fuji>
メールアドレス fuji@sjc.ne.jp



こちらからウェブサイトの確認ができます。

社会福祉センター

高齢者の健康増進、教養・趣味の向上、交歓の場として利用できます。

- 名称 ・田子浦荘 富士市川成新町421 TEL 61-0171
・東部市民プラザ 富士市富士岡南257-2 TEL 34-0500
・鷹岡市民プラザ 富士市久沢797-1 TEL 72-1770
- 休館日 月曜日・祝日・第3日曜日・年末年始(祝日が休館日に重なった場合は翌日も休館)
- 送迎 35名以上の団体で利用する場合はバスによる送迎があります。事前にご相談ください。その他、次の施設があります。
・みんなの家 富士市南松野2604-1 TEL 56-1502
- 問い合わせ 各施設に直接お問い合わせください。

富士市高齢者公共交通支援事業

高齢者の日常生活支援として、回数券と定期券を割引価格で販売します。

- 対象者 70歳以上の人
- 内容 ①プラチナ回数券…1冊 2,000円分の共通回数券を、1,000円(1人5冊まで)で販売。
(路線バス、電車、コミュニティ交通(のりーとふじは除く)、タクシー、介護タクシーで利用可)
- ②高齢者向け定期券…各事業者が発行する高齢者向け定期券のいずれか1種類を5,000円引で販売(富士急静岡バス、岳南電車で利用可)
- ※購入できるのは、①・②のどちらか1つ
- 問い合わせ 福祉総務課 TEL55-2840

運転免許 返納について

富士市は、65歳以上の方が自主的に運転免許を返納する際、運転経歴証明書の取得費用の助成及び公共交通共通回数券の交付をします。

- ・運転をしていて、体の衰えを感じる。
- ・車の運転に自信が無くなった。
- ・家族から運転が心配だと言われた。 など

少しでも運転に不安を感じている方は、運転免許の自主返納を考えてみませんか？

〈対象：富士市在住で、運転免許返納の時点で満65歳以上の方〉

1. 運転経歴証明書の取得費用の助成

手続の方法：富士警察署1階運転免許窓口にて運転免許を返納し、その際お渡しする申請用紙に必要事項を記入してください。

必要なもの：運転免許証

※運転免許が失効された方は富士警察署で手続きができませんので助成は受けられません。

2. 公共交通共通回数券の交付(5,000円分、年1回、最大5年間分)

免許証返納者用富士市内公共交通共通回数券

(コミュニティ交通(のりーとふじは除く)・路線バス・岳南電車・タクシーで利用可)

申請場所：市民安全課または、最寄りのまちづくりセンター

必要なもの：【免許返納した方】「申請による運転免許の取消通知書」

(取消通知書が無い場合には、ご相談ください。)

【免許が失効した方】失効した運転免許証など失効日が確認できるもの

※令和4年4月1日以降に返納した方又は、失効した方で、返納(失効)した年度を含めた5年間のうち、令和8年度の分の交付となります。

※令和8年度交付分の回数券使用期限は、令和10年3月31日までとなります。

※1度申請をすれば残りの交付可能年度分の申請は必要ありません。

※別世帯の代理人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要です。

詳しくは市民安全課(直通 TEL55-2831)にお問合せください。